

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>●●●運営規程</p> <p>(事業の目的)</p> <p>第1条 *** (以下「事業者」という。)が設置する●●● (以下「事業所」という。)においては、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施し、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、当該事業所において適切な遊び及び生活の場を与え、児童の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>(運営の方針)</p> <p>第2条 事業所は、児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら児童が自ら危険を回避できるようにしていくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立など、児童の健全な成長を支援する。</p> <p>2 事業所は、常に保護者と密接な連携をとり、事業所における児童の様子を日常的に保護者に伝え、児童に関する情報を家庭と事業所で共有することにより、保護者が安心して児童を育て、子育てと仕事等を両立できるように支援する。また、児童自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、児童の生活の基盤である家庭での養育を支援する。</p> <p>3 前2項のほか、児童福祉法及び調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月24日調布市条例第27号)、その他の関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施する。</p> <p>(事業所の名称等)</p> <p>第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 ●●●</p> <p>(2) 所在地 調布市〇〇町×丁目×番地× **ビル×号</p> <p>(職員の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 放課後児童支援員 ●名 (常勤職員●名)</p>	<p>※「●●●」⇒事業所の正式名称を記入してください。 (例) ちょうふ学童クラブ</p> <p>※「***」⇒開設者 (法人名等) を記入してください。 「●●●」⇒事業所の正式名称を記入してください。</p> <p>※「●●●」⇒事業所の正式名称を記入してください。 ※所在地は、住居表示・ビル名等を正確に記入してください。</p> <p>※同時に提出する開始届及び職員名簿と整合させてください。 ※当該事業所に配属されている従事者数のみ記入してください。</p>

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって児童の育成支援にあたり、保護者や関係機関と連携して児童にとって適切な養育環境が得られるよう支援する。

(2) 補助員 ●名

補助員は、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努め、放課後児童支援員が行う育成支援を補助する。

(開所している日及び時間)

第5条 開所している日及び時間等は、次のとおりとする。

(1) 開所日

●曜日から●曜日までとし、開所日数は250日以上とする。ただし、次のアからウまでに定める日を除く。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日から同月3日まで

ウ 12月29日から同月31日まで

(2) 開所時間

ア 学校の授業がある日 午後●時から午後●時まで

イ 学校休業日 午前●時から午後●時まで

(支援の内容)

第6条 事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童の育成・指導
- (2) おやつ等の飲食物の提供
- (3) 各種行事の企画・実施
- (4) 保護者対応
- (5) 児童の安全・衛生・健康管理
- (6) 学校・地域の関係機関等との連携
- (7) ●●●●

(支援の提供につき利用児童の保護者が支払うべき額)

第7条 利用児童の保護者から徴収する額は次のとおりとする。

- (1) 育成料 月額 \_\_\_\_\_円
- (2) おやつ代 月額 \_\_\_\_\_円
- (3) その他  
事業所で行う行事等における参加費等の実費相当額
- (4) 前号(1)から(2)においては、●●の理由の場合は減額する。

※開所日数は条例に基づき、年間250日以上となるよう設定します。

※開所時間は条例に基づき、下記時間数を上回るよう設定します。

- (1) 学校の授業がある日  
1日につき3時間
- (2) 学校休業日  
1日につき8時間

※事業所の運営内容に沿い、適宜、送迎や食事の提供など、支援の内容を明記してください。

※入会金や送迎、食事の提供、延長料金等、支払うべき額がある場合は明記してください。

※事業所にて、減免制度を設けている場合は、その内容を明記してください。

(利用定員)

第8条 利用児童の定員は、原則として●●名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、調布市立●●小学校区域とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意するものとする。

- (1) 利用児童が欠席や早退する場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。
- (2) 事業所利用中に、病気やけがなどの場合は、職員が速やかに保護者に連絡するため、状況によっては、お迎えをお願いする場合があること。
- (3) ●●●●

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所は、利用児童に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、関係機関、当該利用児童の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 おやつ等の提供等によるアレルギー症状が出た場合は、「●●マニュアル」に基づき、対応に遅れが出ないように適切に対応するものとする。
- 3 事業所は、利用児童に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害の対策)

第12条 事業所は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めるものとする。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に基づき、次の行為及びその他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- (1) 利用児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 利用児童にわいせつな行為をすることまたは利用児童にわいせつな行為をさせること。

※専用面積を1.65㎡で割った数字を上限とします。

※小学校区域ではない場合は、実施地域がわかるよう明記してください。

※事業所の運営内容に沿い、事業所の利用に当たって、利用児童の保護者が留意すべき具体的な事項を明記してください。

※第11条～第14条は、「調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の記載内容を元に記載しています。事業所の運営内容に沿い、適宜明記してください。

(3) 利用児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、もしくは他の利用児童による前2項または次項の行為の放置など、職員としての育成業務を著しく怠ること。

(4) 利用児童に対する著しい暴言や拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 事業所は、利用児童に対する虐待防止のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及させるための研修の実施

(3) その他虐待防止のために必要な措置

(その他事業の運営に関する重要事項)

第14条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

3 事業所は、その行った支援に関する利用児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずる。

4 事業所は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者にて適宜定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成●●年●●月●●日から施行する。

※第1・2項は「秘密保持等」の規定、第3・4項は「苦情への対応」の規定の例示です。

※事業所の運営内容に沿い、明記しておいたほうが望ましい重要事項を適宜追記してください。

※事業を開始する日を施行日としてください。